

那須伊王野太陽光発電所事業に係る第二種事業についての判定について

令和8年1月26日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

当省は、那須伊王野太陽光発電所事業に係る第二種事業について、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第16条（第二種事業の判定の基準）に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、同条第14号（自然環境）の規定に該当することから、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第3項第1号の規定に基づき、本日、クリーンエナジー合同会社に対し、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付で、当該第二種事業が実施される区域を管轄する栃木県知事宛てに同様の通知を行った。

（これまでの手続き）

第二種事業概要等の届出受理	令和7年12月 3日
栃木県知事意見照会	令和7年12月 5日
栃木県知事意見受理	令和7年12月25日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎
電話：03-3501-1511
(内線：4921)